

## インターネットを用いた名誉毀損行為について

### 一．東京地裁平 16（わ）第 5630 号事件（名誉毀損被告事件）<sup>1 2</sup>

#### < 事実の概要 >

被告人は、自己の開設したウェブサイトにおいて、被害会社がカルト集団との繋がりを有し、その資金源となっていることなどを旨とする、同社の社会的評価を低下させる表現行為を行ったため、刑法 230 条に基づき起訴された。

#### < 判旨 >

- (1) 構成要件該当性あり。事実の公共性及び目的の公益性を充足するも、真実性の証明が不十分ゆえ 230 条の 2 第 1 項の適用なし。被告人が確実な資料・根拠に基づいて、摘示した事実が真実であると誤信したものと認められない<sup>3</sup>とした上で、東京地裁はインターネットの特殊性に鑑み、以下のように判示した。
- (2) 発信者の「摘示した事実が『公共の利害に関する事実』に係るものであって、主として公益を図る目的のもとに上記表現行為に及んだものであり、その際、……インターネットの個人利用者として要求される水準を満たす調査を行った上、摘示した事実がいずれも真実であると誤信してこれを発信したものと認められるときは、発信者の「摘示した事実が真実であるとの立証が奏功しておらず、また、……確実な資料・根拠に基づいて、摘示した事実が真実であると誤信したとも認められない」場合であっても、被害者につき「インターネットを利用できる環境と能力があり、かつ、発信者のなした表現行為に対する「反論を要求しても不当とはいえない状況がある」限り、発信者に名誉棄損の罪責を問うことはできない。（番号筆者）

### 二．本判決に対してなされた評釈<sup>4 5</sup>

- (1) 対等な力関係を有する私人間でなされた、インターネットという「場」を舞台とする言論の応酬については、言論による名誉侵害には言論でもって対抗すべきとする対抗言論の法理が妥当する<sup>6</sup>。このような、当事者同士の言論による紛争解決の可能性は、犯罪の成立を一步後退させ得る。また、こうした判断は刑法の謙抑性にも適うものである。
- (2) インターネットの個人利用者には、マスコミなど同等の情報収集能力を期待することができず、また、個人がインターネット上で発信した情報の信憑性は一般に低いものと受け止められている。これらの点を考慮すると、従来の基準通り、発信者に「確実な資料・根拠」に基づいて真実と誤信したことについての相当な理由がなければ直ちに名誉毀損罪を成立させるのではなく、真実調査義務を緩和して検討するのが妥当である。

### 三．私見とまとめ

私はインターネットを、これまで情報の受け手側に固定化されていた一般市民が表現の自由を享受すべく活用しうる重要な手段の一つだと考える。ゆえに、刑法の謙抑性や、厳格処罰による表現行為への萎縮効果に配慮し、対抗言論の法理や真実調査義務の緩和などを盛り込んだ本判決の立場には、基本的に賛成することができる。インターネットの普及により、名誉毀損罪は、その判断基準を検証する必要がある時を迎えたのかも知れない。二審<sup>7</sup>で逆転有罪判決を下され上告した H 氏は、「本件は一個人の問題ではない」と述べており、人権の最後の砦である最高裁の判断が待たれる。

以上

<sup>1</sup> 東京地判平成 20 年 2 月 29 日

<sup>2</sup> 判例タイムズ 1277 号 (2008.11) p.46

<sup>3</sup> 最判昭和 44 年 6 月 25 日

<sup>4</sup> 園田寿「ネット上の名誉毀損に無罪判決」法学セミナー 648 号 (2008.12) p.38

<sup>5</sup> 紀藤正樹「ネット書き込みで名誉毀損は成立するのか」法学セミナー 655 号 (2009.7) p.6 なお、同氏は本事件の主任弁護人である。

<sup>6</sup> 高橋和之 + 松井茂記編『インターネットと法〔第三版〕』（2004）有斐閣 p.59

<sup>7</sup> 東京高判平成 21 年 1 月 30 日